

# ルクセンブルクの事業環境

2018年6月11日

PwCあらた有限責任監査法人

# 目次

1. 欧州での事業展開にあたり
2. 概要
3. ルクセンブルクの優位性
4. 法律上の留意事項
5. 会計・監査上の留意事項
6. 税務上の留意事項
7. 人材及び事業運営上の留意事項
8. 成功の条件

# 欧州での事業展開にあたり

## ありたい姿

- ✓ どのような付加価値を誰に対して提供するのかわか？
- ✓ いつまでにどのような水準の売上高、利益を挙げていきたいかわか？  
それは何故かわか？
- ✓ 上記実現のために、どのドメイン(顧客・地域軸、事業領域軸)を押さえる・強化する必要があるかわか？ 当社の現状の強みを活かせる領域は？

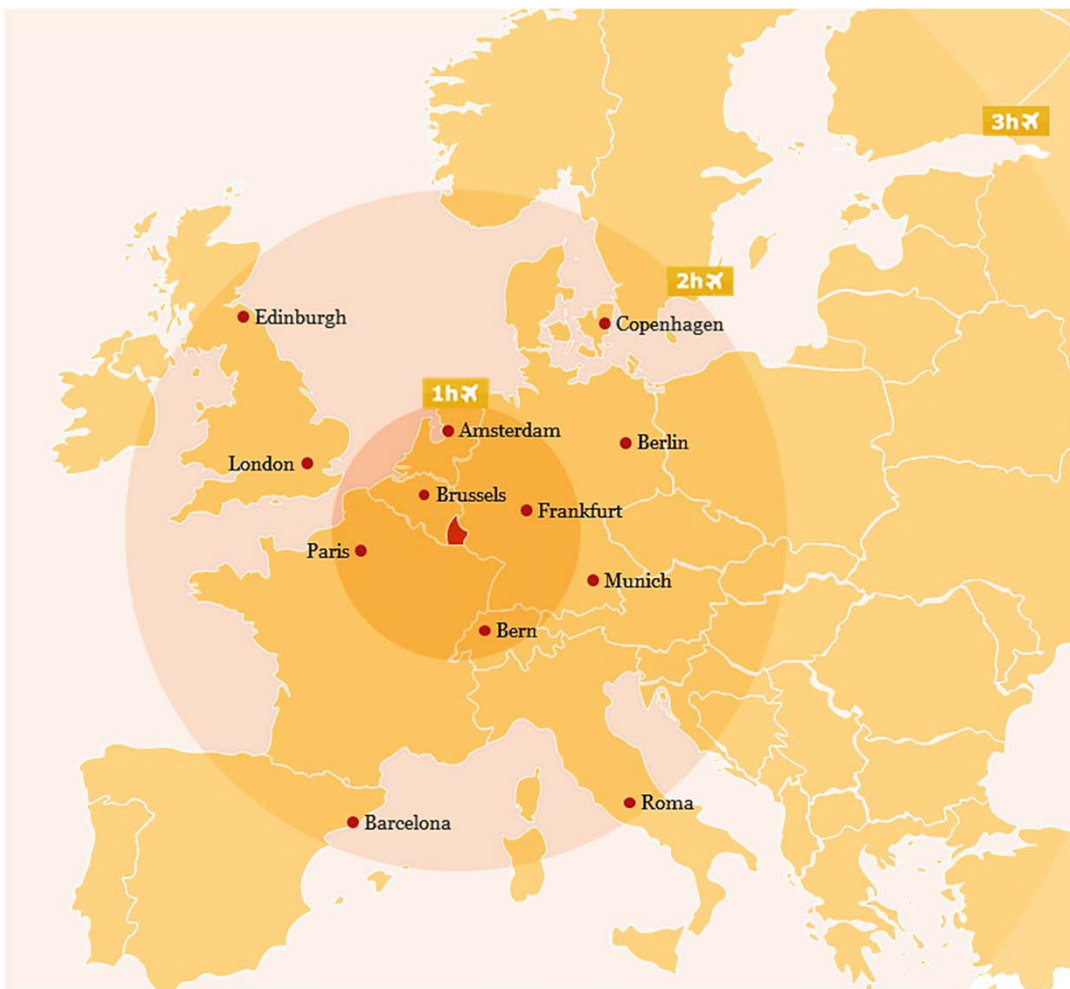
## 目標設定

- ✓ ありたい姿への達成度合を図るためのKey Performance Indicator(KPI)は？
  - ◆ 収益目標、利益目標
  - ◆ 市場シェア、顧客数
- ✓ 当該KPI達成のためには、どのような成長スピードが必要かわか？

## ケイパビリティ(遂行を支える組織能力)

- ✓ What: 上記目標の実現に向けて、何を強化、補完する必要があるかわか？
- ✓ How: 当該ケイパビリティをどのように強化、補完していくかわか？
- ✓ Where: どこで事業展開をしていくかわか？

# 概要



## ルクセンブルク大公国 (Grand Duchy of Luxembourg)



広さ: 2,586km<sup>2</sup> (神奈川県程度)

人口: 59万人 (他18万人が越境就業)

公用語: ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語 (ビジネスは英語)

通貨: ユーロ

外交方針: EU加盟国、OECD加盟国、国連加盟国、NATO加盟国

主要産業: 鉄鋼業、金融業、IT業

一人当たりGDP: 105,829ドル  
(世界第1位。日本25位)

(参考)

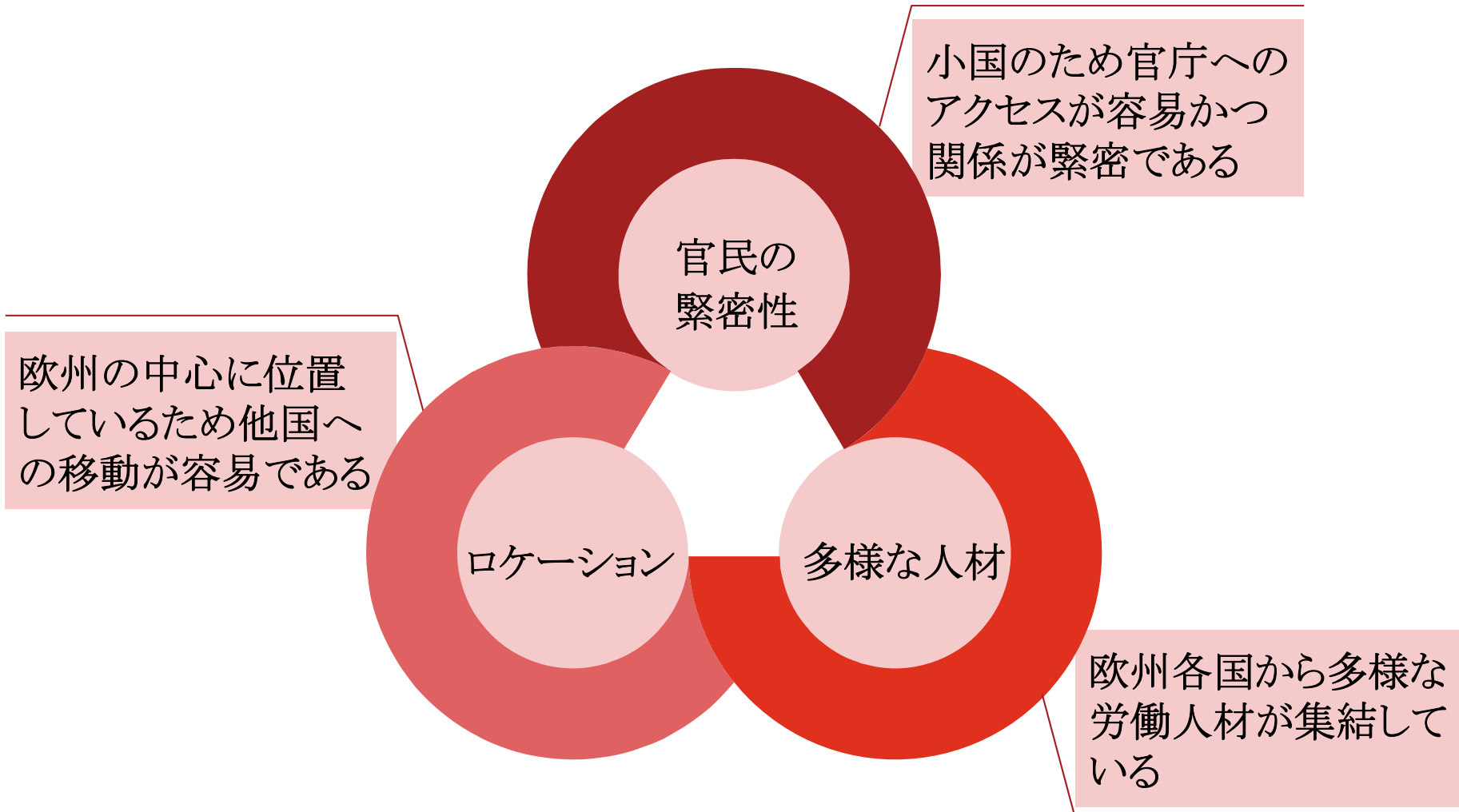
・外務省HP

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/luxembourg/index.html>

・在日ルクセンブルク大公国大使館

[http://tokyo.mae.lu/jp/node\\_19878/node\\_23575](http://tokyo.mae.lu/jp/node_19878/node_23575)

# ルクセンブルクの優位性



## 法律上の留意事項

- ✓ 会社のニーズに合わせて、1915年会社法の下、様々な会社形態が存在
- ✓ 株式会社の主な設立手続: 定款作成、銀行口座開設、資本金の払込、株主総会の開催、公証人による認証、登記
- ✓ 株式会社の設立スピード: 1~2週間程度
- ✓ 雇用法に準拠した就業規則により、最低賃金、就業時間、有給などを規定
- ✓ 2018年5月よりEU一般データ保護規則 (GDPR) の対応が必要

主な会社形態	S.A. (株式会社)	S.à r.l. (有限責任会社)	S.C.S. (パートナーシップ)	S.C.S.p. (特別 パートナーシップ)
法人格	有			無
税務の透明性	ペイスルー		パススルー	
責任範囲	有限責任		GPは無限責任。LPは有限責任	
株主数	最低1名	1~100名	最低GP1名とLP1名	

# 会計・監査上の留意事項

## 会計・開示

- ✓ ルクセンブルク基準
- ✓ 会社の規模に応じて会計ルールが異なる
- ✓ EU域内で上場している企業は、連結財務諸表をIFRSで作成
- ✓ 連結財務諸表の作成免除規定あり
- ✓ 電子形式(eCDF、SCA)による提出義務

(参考)

・PwCルクセンブルク法人「Accounting Handbook」

<https://www.pwc.lu/en/accounting/docs/handbook-en.pdf>

・PwCルクセンブルク法人「IFRS及びルクセンブルク基準の比較」

<https://www.pwc.lu/en/ifrs/docs/pwc-ifrs-and-luxembourg-gaap.pdf>

## 監査

- ✓ 一定規模以上の会社は監査法人による監査が必要
- ✓ 業種によっては追加の保証業務が要求
- ✓ EU域内で上場している企業は、下記の適用あり
  - 監査法人ローテーション
  - 監査法人によるアドバイザリー業務提供制限
  - 長文監査報告書

# 税務上の留意事項

## 法人所得税・地方税

- ✓ ルクセンブルク市の実効税率:26.01%
- ✓ 欠損金の繰越控除: 17年
- ✓ 知的財産権に関する優遇税制あり  
(適格知的財産権からの純所得の80%を法人所得税等から控除)
- ✓ 資本参加免除制度あり  
(一定の要件の下、グループ企業からの配当金、キャピタルゲインが免税)

(参考)

•PwC Worldwide Tax Summaries  
<http://taxsummaries.pwc.com/ID/Luxembourg-Corporate-Taxes-on-corporate-income>

•PwCルクセンブルク法人「IPニュースレター2018」  
<https://www.pwc.lu/en/tax-consulting/docs/pwc-tax-230318.pdf>

## 個人所得税

- ✓ 42%までの累進課税
- ✓ 高度技能者に対する優遇税制あり

## その他

- ✓ 付加価値税の標準税率: 17%

(参考)

•PwCルクセンブルク法人「Luxembourg Income Tax 2018」  
<https://www.pwc.lu/en/tax-consulting/docs/pwc-luxembourg-income-taxes-2018.pdf>

•PwCルクセンブルク法人「Taxation of International Assignees」  
<https://www.pwc.com/gx/en/services/people-organisation/global-employee-mobility/global-mobility-country-guides/assets/pwc-gm-folio-luxembourg.pdf>



# 人材及び事業運営上の留意事項

## 人材

- ✓ ドイツ、フランス、ベルギーからの越境就業者：179,000人
- ✓ ビジネス英語環境

## 事業運営

- ✓ 空港へのアクセス、運航状況は良好
- ✓ 関係者が市内に集中
- ✓ ルクセンブルク貿易投資事務所が企業設立を支援

(参考)

•ルクセンブルク貿易投資事務所  
<https://www.investinluxembourg.jp/ja/>

•Luxembourg for Business  
<https://www.investinluxembourg.jp/>

## 安全・生活

- ✓ 安全：近隣諸国に比べて治安は良い
- ✓ 病院：ベッド数はOECD平均より多い
- ✓ 在留日本人：621人
- ✓ インターナショナルスクール(英語)あり
- ✓ 日本語補習授業校あり
- ✓ 生活の質
- ✓ 食事

(参考)

•The official portal of Grand Duchy of Luxembourg  
<http://www.luxembourg.public.lu/en/le-grand-duche-se-presente/index.html>

•Luxembourg Information Exchange Forum  
<http://lief-lux.com/>

# 成功の条件

- ✓ 性別、国籍、価値観が異なるダイバーシティ(多様性)を受け入れるカルチャーの醸成及び体制の整備



- ✓ 目標の実現に向けて、どこの拠点を軸に事業展開を図っていくか？



- ✓ 多様な視点からイノベーションを起こす
- ✓ 現地の人材を最大限に活用した商品・サービス提供

# お問合せ先



PwCあらた有限責任監査法人

**久保 直毅**

パートナー

tel: +81-80-4164-6611

e-mail: naoki.n.kubo@jp.pwc.com

PwCルクセンブルク法人

**鈴木 伸也**

シニアマネージャー

tel: +352-49-4848-4096

e-mail: shinya.suzuki@lu.pwc.com

© 2018 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.